

葉山町議会議長 伊東圭介 様

開発事業者側の利益に偏らない葉山町行政の公益性の徹底と、町・町民・事業者の協働を基本理念とした葉山町まちづくり条例の遵守を求める陳情書

陳情趣旨

葉山町堀内字葉山 955 番 2 外 7 筆で着工している株式会社トゥモローランドによるホテル建設工事に関し、我々近隣住民はホテル建設に対し 170 名の反対署名を 2021 年 11 月に葉山町に提出しておりました。しかしながら、その後住民のあずかり知らぬ間に葉山町はトゥモローランド側と開発事業に関する協定書を結び(2022 年 4 月 27 日付)、住民への全体説明はトゥモローランドが 2022 年 7 月 23 日に説明会を開くまで、一切ありませんでした。さらにトゥモローランドはこの説明会において、トゥモローランドと住民側との工事協定は結ばないと説明しました。多くの反対住民の意向を顧みず、葉山町行政がトゥモローランドを利する形で開発事業を推進したのはいかなる背景と理由であったのか、なぜ住民不在の形で開発許可が下ろせたのか、行政における公益性の観点から議会において明らかになっていたか陳情致します。また併せて、葉山町まちづくり条例第 2 条 2 に規定される通り、まちづくりは「町、町民及び事業者の協働により取り組まなければならない」ことを議会において改めてご確認いただき、実際の行政に反映させていただけますよう陳情致します。

陳情理由

トゥモローランドのホテル建設開発事業が認可されるプロセスが正当であったかどうか、議会において検証していただく上で、葉山町が行った一つの対応事例を下記に挙げます。

我々住民は、葉山町とトゥモローランドとの開発事業に関する協定書締結までの経緯を確認しようとする中で、情報公開請求により、ホテル建設の設計者・監理者である株式会社久米設計と葉山町都市計画課との間でやり取りのあったメール文面について開示され、入手しました。(添付資料をご参照願います。)これによると、久米設計が都市計画課に向けて、開発敷地への取り付け道路拡幅に関して但し書きで許可されるためにどのような策があるか相談を持ちかけているメールに対し、都市計画課から久米設計へのメール『Sent: Thursday, January 20, 2022 12:10PM / Subject: Re【葉山町】：((仮称) CabanHayama ホテル新築計画)近隣協議進捗ご報告』の文面の中で、葉山町都市計画課が、「基本的には、共同住宅の 1 部屋でも拡幅できないと協議を断られた場合には、その時点で取付道路の拡幅が不可能となりますので、協議済みとして取扱っても良いと担当者からは伺っております。」、と回答しています。葉山町役場が事業者に伝えたこの見解は行政の中立性を欠き、極めて問題があると考えられます。そして、この件に関しては何ら住民側と協議を尽くしていないことが判明しております。本来、開発敷地に到る道路の拡幅が不可能であれば、さらに住民との検討協議が必要であり、それまで開発行為は許可されるべきではないと考えられます。『拡幅不可 = 協議済みとして取り扱う』と、葉山町が事業者側に伝えたことは、もはや葉山町は中立ではなく事業者側の立場に傾いて開発推進を誘導していたとも見られかねません。

同メール文面の最後の方で、「もし、必要がございましたら近隣対応につきましては、私より事業者様へご連絡させていただきますのでご相談ください。」と記載されております。これを見ると、葉山町都市計画課は事業者側一辺倒の仲介サービスを行っていたとも捉えられかねません。本来、葉山町都市計画課は事業者への連絡だけでなく、住民への連絡や協議の橋渡しを行うべきではなかったのではないのでしょうか。

葉山町まちづくり条例の町・町民・事業者の協働参画の基本理念に照らし、開発許可に到るプロセスに瑕疵がなかったかどうか、議会にてご審査いただけますよう陳情申し上げます。何卒宜しくお願い致します。

令和5年6月5日

住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

